

【記載例 1 1 無線航行移動局(船舶関係事項の変更)】

無線局変更等申請書・届出書  
免許記録変更届出書  
無線局免許承継届出書  
無線局記載事項等変更届出書

提出する日又は投函する日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

中国総合通信局長 殿

免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙を貼付しない。

収入印紙貼付欄  
480円

- ☐ 電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- ☐ 電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- ☐ 電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 21 条第 2 項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。
- ☒ 電波法施行規則第 43 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第 14 条の 2 の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請(届出)者

|               |                                                |
|---------------|------------------------------------------------|
| 住 所           | 都道府県－市区町村コード [ ]                               |
|               | 〒 ( 7 3 0 - 〇 〇 〇 〇 )<br>広島県広島市〇区〇〇町 1 - 2 - 3 |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ デンバ タロウ                                   |
|               | 電波 太郎                                          |
| 法人番号          |                                                |

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 住 所           | 都道府県－市区町村コード [ ] |
|               | 〒 ( )            |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ             |
|               |                  |

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 無線局の種別及び局数 | 無線航行移動局 1 局 |
| ② 識別信号       |             |
| ③ 免許の番号      | 中R 第〇〇〇〇号   |
| ④ 備考         |             |

③ 「3 無線局免許承継に関する事項」の記載は不要です。

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 所属、氏名     | フリガナ<br>デンパ タロウ<br>電波 太郎 |
| 電話番号      | 0 8 2 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇       |
| 電子メールアドレス |                          |

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください

※法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。